

融資制度一覧 (令和7年6月末時点)

一般貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方	4,800万円 特定設備資金：7,200万円	設備資金：10年以内(2年以内) 特定設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(1年以内)

セーフティネット貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に業況が悪化している方	4,800万円	設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：8年以内(3年以内)
取引企業倒産対応資金	取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方	別枠3,000万円	運転資金：8年以内(3年以内)
危機対応後経営安定資金	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け債務負担が重くなっている方	別枠7,200万円	運転資金：20年以内(2年以内)

新企業育成貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
新規開業・スタートアップ支援資金	新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)
女性、若者/シニア起業家支援関連	女性又は35歳未満か55歳以上の方		設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)
再挑戦支援関連	廃業歴等がある方		設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内)
中小企業経営力強化関連	中小会計を適用する方		設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)
新事業活動促進資金	新たに第二創業(経営多角化、事業転換、新市場進出)を図る方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)

企業活力強化貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
企業活力強化資金	卸・小売業、食品関係等の製造小売業、飲食サービス業、サービス業又は一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方であって、合理化・共同化等のための設備投資を行う方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
海外展開・事業再編資金	海外への直接投資・販売強化、海外企業への生産委託に取り組む方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(原則2年以内) 運転資金：原則7年以内(原則2年以内)
ソーシャルビジネス支援資金	NPO法人や、保育・介護サービスを営む方又は社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	別枠7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)
事業承継・集約・活性化支援資金	事業承継の準備、事業承継時の株式や事業用資産の取得、または事業承継後に新たな取組みを行う方など	別枠7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを行う方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)

環境・エネルギー対策貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備やグリーントランスフォーメーションに必要な設備を導入する方など	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)

企業再生貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
企業再建資金	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方	別枠7,200万円	20年以内(2年以内)

挑戦支援資本強化特別貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
資本性ローン (挑戦支援資本強化特別貸付)	スタートアップや新事業展開・海外展開・事業再生に取り組む方など	別枠7,200万円	5年1ヵ月以上20年以内 (期限一括返済(利息は毎月払))

経営改善貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	2,000万円 災害の影響を受け、一定の要件に該当する方は、2,000万円+別枠1,000万円	10年以内(2年以内) 令和6年能登半島地震等の影響を受け、一定の要件に該当する場合は、別枠1,000万円の部分については設備資金が20年以内(5年以内)、運転資金が15年以内(5年以内)

その他の融資制度

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
災害貸付	災害により被害を受けた方	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円	各融資制度に定めるご返済期間内
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方	〈直接被害、間接被害を受けた方〉 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 〈その他被害を受けた方〉 別枠4,800万円 (生活衛生セーフティネット貸付は、別枠5,700万円)	〈直接被害を受けた方〉 設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内) 〈間接被害を受けた方〉 設備資金：20年以内(3年以内) 運転資金：15年以内(3年以内) 〈その他震災の影響を受けた方〉 設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：8年以内(3年以内)
令和2年7月豪雨特別貸付・ 令和6年能登半島地震特別貸付	融資制度に定める災害により被害を受けた方	〈直接被害、間接被害を受けた方〉 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 〈その他被害を受けた方〉 別枠4,800万円 (生活衛生セーフティネット貸付は、別枠5,700万円)	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内)

生活衛生貸付

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
一般貸付(生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方	7,200万円～4億8,000万円	設備資金：13年以内(1年以内)
振興事業貸付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	設備資金：1億5,000万円～7億2,000万円 運転資金：5,700万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	2,000万円 災害の影響を受け、一定の要件に該当する方は、2,000万円+別枠1,000万円	10年以内(2年以内) 令和6年能登半島地震等の影響を受け、一定の要件に該当する場合は、別枠1,000万円の部分については設備資金が20年以内(5年以内)、運転資金が15年以内(5年以内)
防災・環境対策資金(環境対策関連貸付)	店舗の防火安全の確保及びアスベストの除去等を行う方	一般貸付(生活衛生貸付)又は振興事業貸付の設備資金・運転資金それぞれの融資限度額に上乗せ3,000万円	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
生活衛生新企業育成資金(新企業育成・事業安定等貸付)	生活衛生関係の事業を新たに始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方	一般貸付(生活衛生貸付)又は振興事業貸付の融資限度額	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(新企業育成・事業安定等貸付)	生活衛生関係の事業を営む方で、事業を承継する方など	一般貸付(生活衛生貸付)又は振興事業貸付の融資限度額	設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：10年以内(5年以内)

福祉増進資金(健康・福祉増進貸付)	店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資をする方	一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額に上乗せ3,000万円	設備資金：20年以内(2年以内)
経営環境変化対応資金(生活衛生セーフティネット貸付)	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方で、社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に業況が悪化している方	5,700万円	運転資金：8年以内(3年以内)
危機対応後経営安定資金(生活衛生セーフティネット貸付)	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け債務負担が重くなっている方	別枠7,200万円	運転資金：20年以内(2年以内)
生活衛生企業再建資金(生活衛生企業再生貸付)	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方で、企業再建に取り組む方	別枠7,200万円	運転資金：20年以内(2年以内)
生活衛生挑戦支援資本強化特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方で、創業や事業再生に取り組む方など	別枠7,200万円	5年1ヵ月以上20年以内(期限一括返済(利息は毎月払))
衛生環境激変特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している方 (注)令和7年7月1日現在、適用の指示を受けている激変事由はありません。	衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円	運転資金：15年以内(3年以内)

併用できる特例制度

特例制度	ご利用いただける方
創業支援貸付利率特例制度	新たに事業を始める方又は事業開始後税務申告を2期終えていない方
経営者保証免除特例制度	経営者の保証を不要とする融資を希望される方であって、一定の要件を満たす方
設備資金貸付利率特例制度(東日本版)	福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村で雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行う方
賃上げ貸付利率特例制度	従業員の賃上げを行う方
振興事業促進支援融資制度	生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方

国の教育ローン

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
教育一般貸付(国の教育ローン)	お子さまの教育資金を必要とする方	350万円 一定の要件に該当する場合は、上限450万円	20年以内(在学期間内)

恩給・共済年金担保融資

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
恩給・共済年金担保融資	軍人恩給や援護年金等の支給を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方	250万円 ただし、軍人恩給や援護年金等の年額の3年分以内	4年以内。ただし、軍人恩給や援護年金等の支給期間の定めがある場合は、当該支給期間内